

常葉大学リポジトリ規程

[平成 29 年 9 月 25 日制定]

(趣旨)

第1条 この規程は、常葉大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の適切な管理運営を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程においてリポジトリとは、常葉大学（以下「本学」という。）構成員の教育研究の成果（以下「成果物」という。）を学術研究及び社会に貢献することを目的として、電子的形態で網羅的に収集、蓄積及び保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信及び提供するシステムをいう。

(管理運営)

第3条 リポジトリの管理運営を統括するため、統括責任者を置き、本学附属図書館（以下「図書館」という。）の館長をもって充てる。

2 リポジトリの管理運営に関する必要な事項は、図書・紀要委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

3 リポジトリの管理運営は、図書館において行うものとし、図書館はリポジトリの管理運営に関する次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) リポジトリへの登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）
- (2) 登録申請を希望する者に対する成果物の著作権等に関する調査の支援
- (3) その他管理運営に関する業務

(成果物の登録申請ができる者)

第4条 リポジトリに成果物の登録申請ができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当該成果物の作成に関与した本学の教職員及び大学院生（過去に在籍したことのある者を含む。）
- (2) 前号に掲げる者により構成している団体
- (3) その他、統括責任者が適当と認めた者

(登録範囲)

第5条 リポジトリに登録する成果物は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 第4条に規定する者が作成又は作成に関与した成果物であること
- (2) 電子的形態で作成又は複製され、ネットワークを通じて配信できるものであること
- (3) 申請者が登録を希望したものであること
- (4) 著作権及び知的財産権に係る法令並びに本学の各出版物の刊行に係る規定を遵守しているものであること
- (5) 公開に当たって、法令上、社会通念上及び情報セキュリティ上、問題が生じないもの

のであること

(6) 成果物の種別として次のいずれかに該当するものであること

ア 本学における教育研究の成果であって、本学が学位を授与した学位論文、本学の紀要に掲載された論文、又はそれに準ずるもの

イ その他、統括責任者が適当と認めたもの

(登録手続)

第6条 リポジトリへの登録申請を希望する者は、統括責任者に常葉大学リポジトリ利用(登録・公開許諾)申請書(別紙様式)により登録を申し出るものとする。

2 リポジトリに登録する成果物が、リポジトリへの登録手続をする以前に出版者等により出版・公表されており、出版契約等により当該出版者等が定めている利用条件がある場合は、その内容についても申し出るものとする。

(登録された成果物の利用許諾)

第7条 申請者は、図書館がリポジトリにおいて行う次に掲げる行為について、無償で許諾を与えるものとする。

(1) 当該成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること

(2) ネットワークを通じて前号の複製物を公開(送信)すること

(3) 複製物の保全(バックアップ)及び図書館相互利用(ILL)のための複製又は媒体変更を行うこと

(成果物の著作権)

第8条 別段の定めがない限り、成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(削除又は非公開化)

第9条 リポジトリに既に登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、統括責任者は、委員会の議を経て登録された成果物の一部又は全部を削除又は非公開化することができる。統括責任者は、当該成果物の学問領域と同じ領域に属する学内の教職員を委員会に招致することができる。

(1) 申請者から理由を付して削除又は非公開化の申請があった場合

(2) 他者に帰属する著作権、所有権を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと認められる場合

(3) その他、統括責任者が削除又は非公開とする必要があると認める場合

2 統括責任者は、前項の決定をするとともに、成果物の一部又は全部を削除又は非公開化する該当者(以下「該当者」という。)に書面にて通知するものとする。

(異議申し立て)

第10条 該当者は、前条第2項の決定に不服がある場合は、通知を受理した日から起算して14日以内に統括責任者に対して異議申立てをすることができるものとする。

2 統括責任者は、前項の異議申立てがあった場合には、委員会にて再度審査を行う。

3 統括責任者は、委員会の再度審査した結果を踏まえ、最終決定を行い、書面にて該当者に通知する。

(利用条件)

第11条 リポジトリに登録された成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

(1) 著作権法の定める条件

(2) 公開する成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、出版契約等により当該出版者等が定めている利用に関する条件

2 統括責任者は、前項第2号に規定されている条件がある成果物については、その条件をリポジトリの利用者に周知するものとする。

(免責事項)

第12条 本学は、リポジトリでの成果物の登録、公開又は利用によって生じたいかなる損害について、一切その責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に関する必要な事項は統括責任者が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、部長会の議決を経て学長が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年9月25日から施行する。

2 この規程の制定により、常葉大学リポジトリ運用要項及び常葉大学リポジトリへの登録手続きに関する要領は廃止する。